

横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱事務取扱要領

制 定 平成 14 年 4 月 1 日 衛生活第 458 号（局長決裁）

最近改正 令和 8 年 3 月 25 日 医 生 第 1486 号（局長決裁）

（目的）

- 1 この要領は、「横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱」（以下「要綱」という。）の円滑な運用を図るための事務手続、関連事項等について定めることを目的とする。

（福祉保健センター長の事務）

- 2 要綱に規定する市長が行う事項のうち、次に定めるものは福祉保健センター長が行うものとする。
 - (1) 要綱第 6 条に規定する指定申出書の受付及び医療局監視等担当部長への進達
 - (2) 要綱第 7 条に規定する申出後の水質検査等
 - (3) 要綱第 8 条に規定する申出者に対する災害応急用井戸指定決定通知書等の引渡し
 - (4) 要綱第 9 条第 1 項第 1 号に規定する災害応急用井戸台帳（以下「台帳」という。）の作成及び管理
 - (5) 要綱第 9 条第 1 項第 3 号に規定する災害応急用井戸の所在地等の閲覧用の名簿の作成、管理及び閲覧対応（地域防災拠点等への配付を含む。）
 - (6) 要綱第 9 条第 1 項第 4 号に規定する適切な維持管理に係る啓発（医療局監視等担当部長と連携して行うものを含む。）
 - (7) 要綱第 10 条に規定する災害応急用井戸の指定の変更及び解除
 - (8) その他必要な事項

（水質検査等）

- 3 福祉保健センター長は、要綱第 7 条に基づく水質検査等を実施する場合は、災害応急用井戸指定検査表（第 1 号様式）により行うものとする。

（指定決定通知等）

- 4 医療局監視等担当部長は、要綱第 3 条に基づき災害応急用井戸の指定又は不指定を決定したときは、要綱第 8 条第 1 項に定める災害応急用井戸指定決定通知書又は災害応急用井戸不指定通知書の写しを添えて、福祉保健センター長に 2 (1) に定める進達に対する審査結果を連絡し申出者への通知書等の引渡しを依頼する。

（変更及び解除の受理）

- 5 福祉保健センター長は、災害応急用井戸の設置者（以下、「設置者」という。）等による要綱第 10 条第 1 項に定める変更又は解除の申出を、口頭又は災害応急用井戸設置者変更、災害応急用井戸指定解除申出書（第 2 号様式）により受理する。

（災害応急用井戸台帳）

- 6 福祉保健センター長は、災害応急用井戸の所在地等の情報の管理を適正に行うため、

要綱第9条第1号に定める台帳の作成及び管理について次のとおり対応する。

(1) 台帳には、次に定める項目を記録し、第3号様式を基調として作成する。

- ア 井戸管理番号
- イ 所在地
- ウ 設置者氏名
- エ 設置者郵便番号
- オ 設置者住所
- カ 設置者電話番号
- キ 掘削方法等の種類
- ク 汲上げ方式
- ケ 指定年度
- コ その他必要な事項

(2) 福祉保健センター長は、次に該当する場合は速やかに台帳記録事項を整理する。

- ア 災害応急用井戸が指定された場合
- イ 災害応急用井戸の変更又は解除があった場合
- ウ 台帳管理上必要と認める場合

(3) 医療局監視等担当部長は、必要に応じて福祉保健センター長に台帳記載事項の報告を求め、福祉保健センター長は、その求めに応じて当該事項を報告するものとする。

(4) 台帳の管理は、この要領に定めるもののほか、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び「横浜市情報セキュリティ管理規程」に基づき適正に行うものとする。

(衛生指導及び助言等)

7 福祉保健センター長は、要綱第9条第1項第4号に定める適切な維持管理に係る啓発として、必要に応じて設置者に衛生指導及び助言を行う。また、災害応急用井戸としての使用又は適切な維持管理等に著しく支障があると認められたときは、必要に応じて指定の解除を行うことができる。

(様式の取扱い)

8 本要領に定める様式については、各様式で必要とされる事項の記載が満たされる限り、軽微な範囲で変更を加えることができるものとする。

(その他)

9 この要領に定めるもののほか、この要領の運用上必要があるときは別途定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月25日医生第1486号)

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

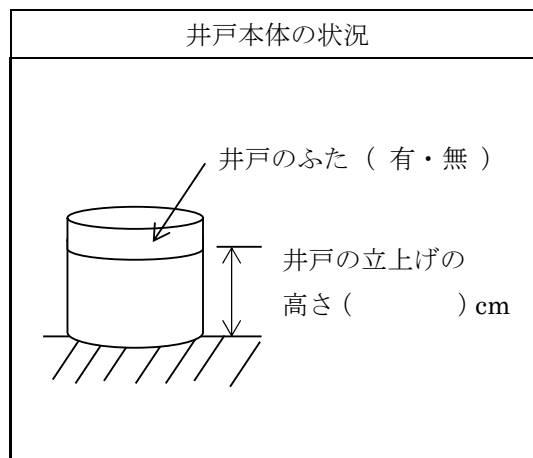
2 この要領の施行の際、現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

(第1号様式)

災害応急用井戸指定検査表

検査日	年 月 日	検査者	福祉保健センター生活衛生課 係 担当：
-----	-------	-----	------------------------

設置者 住所 氏名	
井戸所在地	
水の種類	井戸水 湧水
種類	掘井戸 打込井戸 湧水 その他



管理状況検査

井戸周囲の 状態	井戸の立上げは、おおむね 15 センチメートル以上あるか。	適 ・ 不適
	ふたは、防水密閉であり、有害物、雨水、汚物等が流入するおそれのある亀裂、隙間等がないか。直接上部には水を汚染するおそれのある施設等はないか。	適 ・ 不適
	周囲は清潔であり、ごみ、汚物、たまり水等がないか。浄化槽、排水マスなど水を汚染するおそれのある設備から十分な距離があるか。	適 ・ 不適
汲上げ	災害時に水を汲み上げることができるか。	可 ・ 不可
	汲上げ方法：手押しポンプ ・ 電動ポンプ ・ つるべ ・ 装置なし その他（ ）	

簡易水質検査結果

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
pH値		5.8～ 8.6	色度	5度以下・ 5度を超える	5度以下
臭気	異常なし・ 異常あり	異常でないこと	濁度	2度以下・ 2度を超える	2度以下

備考	
----	--

(第2号様式)

年 月 日

福祉保健センター長

住所
氏名
電話

災害応急用井戸設置者変更 申出書
災害応急用井戸指定解除

災害応急用井戸の設置者を変更したい
災害応急用井戸の指定を解除したい
ので、横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱第10条に基づき次のとおり申し出ます。

なお、解除の場合を除き、引き続き災害応急用井戸の所在地及び設置者等の情報の公表及び閲覧に供されることに同意します。

井戸管理番号 又は 井戸所在地		
設置者氏名		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更 解除 年月日		
変更 解除 理由		

※ この書類の提出を他者へ委託する場合は、以下についてご記載ください。

この書類を()福祉保健センターに 提出することについて、右の者に委託します。	(受託者氏名)
--	---------

